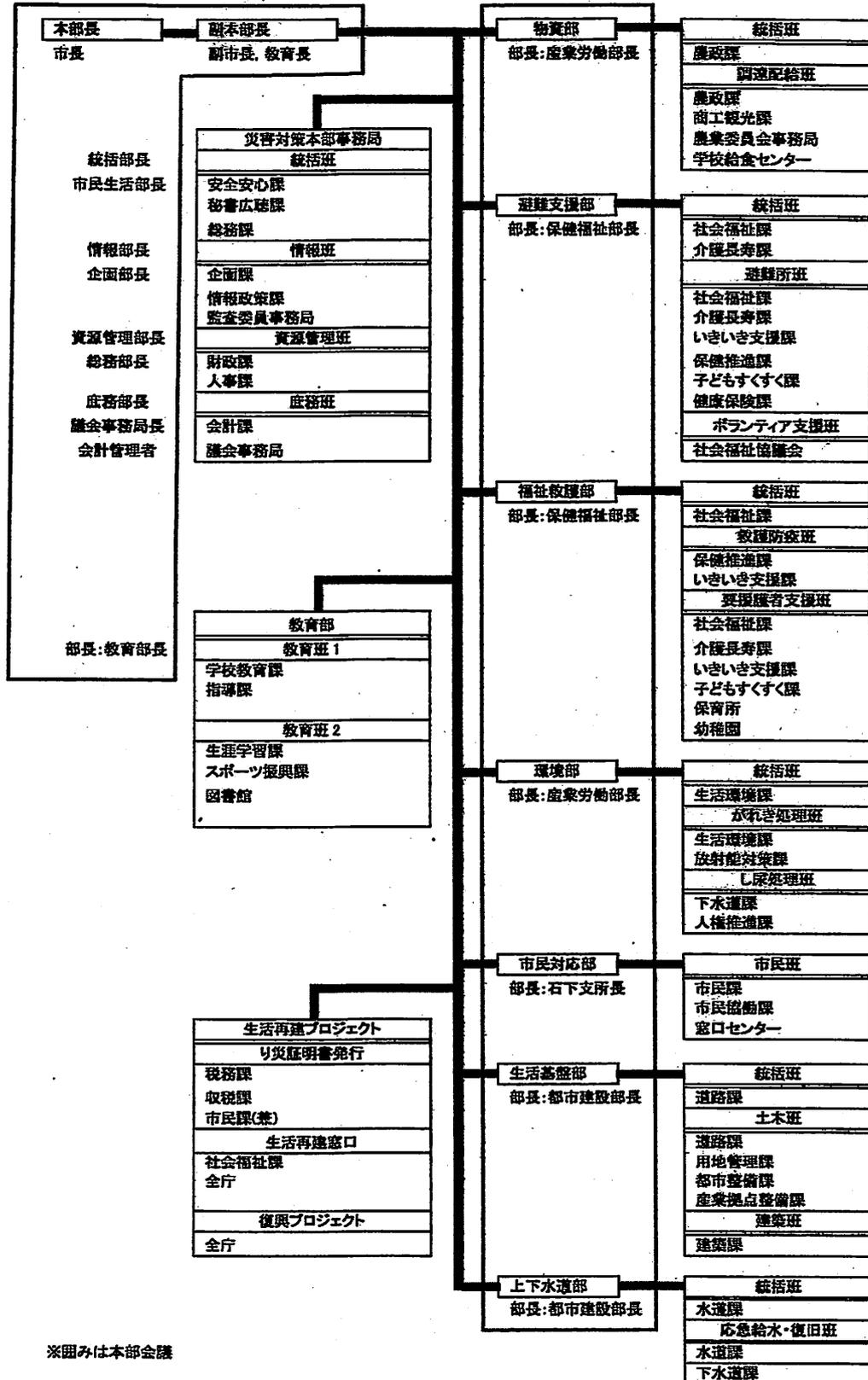


別表 1 災害対策本部組織図



※図みは本部会議

第2節 動員計画

第1 計画の方針

災害応急対策活動に必要な要員を把握して、災害応急対策活動を確実にするため各部各班において状況に応じた所要人員の動員を図るものとする。

第2 配備体制

災害が予想される場合において被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、次の基準による配備体制を整える。

非常配備体制

種別	配備時期	配備内容	配備要員
警戒体制	1 次のいずれかが市内に発表された場合で、市長が必要と認めたとき。 ・大雨(大雪)注意報 ・強風注意報 ・洪水注意報 2 その他、異常な自然現象又は人為的原因による災害で市長が必要と認めたとき。	災害対策主管課及び初動対策関係課の職員が災害に関する情報連絡活動を円滑に行い、状況に応じて直ちに警戒体制に入れる体制	初動対策関係課員 ・安全安心課全員 ・道路課課長補佐以上 ・都市整備課課長補佐以上 ・農政課課長補佐以上
緊急体制1	1 次のいずれかが市内に発表されたとき。 ・大雨(大雪)警報 ・暴風、暴風雪警報 ・洪水警報 2 台風等による災害が予想されるとき。 3 その他、本部長が必要と認めたとき。 4 その他、異常な自然現象又は人為的原因による災害で本部長が必要と認めたとき。	災害対策主管課及び災害対策関係課の職員が災害に関する情報連絡活動を円滑に行い、状況に応じて直ちに緊急体制2に入れる体制	第1次動員
緊急体制2	1 局地的に大規模な災害が発生したとき。 2 相当規模の災害の発生が予想されるとき。 3 その他、本部長が必要と認めたとき。 4 その他、異常な自然現象又は人為的原因による災害で本部長が必要と認めたとき。	相当の被害が近く発生することが予想される場合又は発生した場合で掌握する応急対策を迅速・的確に行う体制	第2次動員
非常体制	1 市全域にわたって大規模な災害が発生又は予想されるとき。 2 局地的な被害であっても、被害が甚大であるとき。 3 その他、本部長が必要と認めたとき。	大規模な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制	第3次動員(全職員)

第3 動員計画

本部長は、配備基準に従って動員を発令する。本部長が決定した配置体制をとるための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

1 動員の伝達方法

職員等への動員配備指令の伝達は、次により行う。

(1) 勤務時間内における伝達

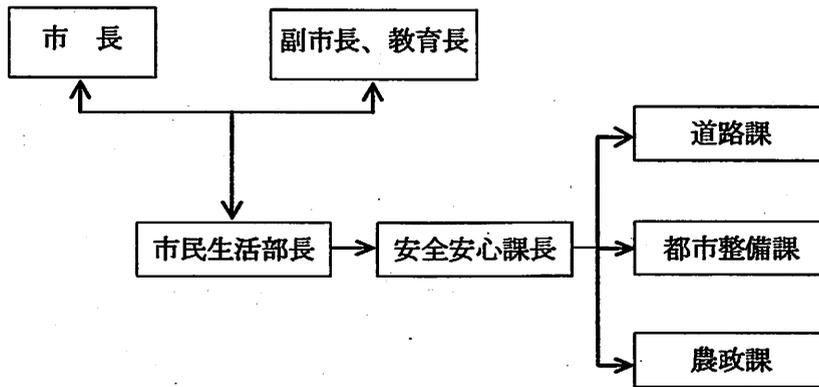
ア 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、市民生活部長は、本部長（市長）の指示により動員体制を決定し、安全安心課を通じて各部課長等にこれを伝達するとともに庁内放送等によりこれを徹底する。

イ 各課長等は、直ちに各所属職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

ウ 安全安心課は、消防団長に非常配備を伝達する。

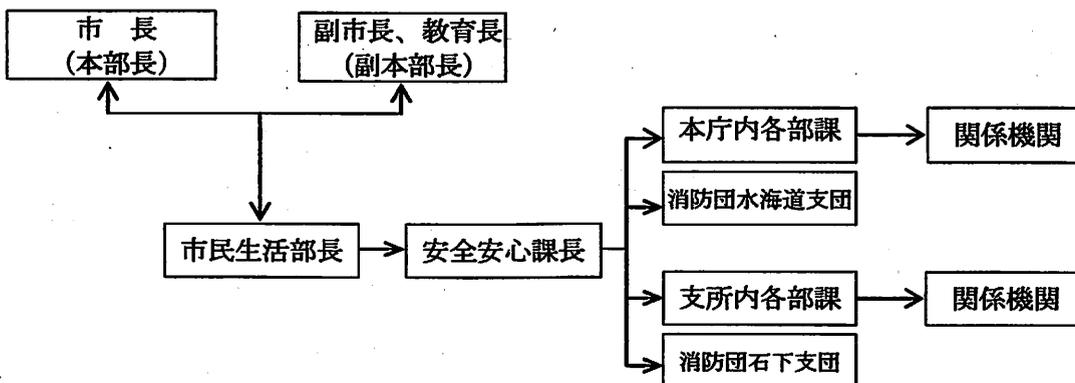
■警戒体制の場合

勤務時間内における伝達系統



■緊急体制及び非常体制の場合

勤務時間内における伝達系統



(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

ア 日直者等は、第1、第2次動員に該当する気象情報が防災関係機関から通知されたときは、直ちに安全安心課長に連絡するものとする。日直者等から連絡を受けた場合、安全安心課長はそれぞれ直ちに所属機関に参集し、相互連携のもと、本部長、副本部長、市民生活部長に報告をし、配備体制の指示を受ける。

イ 各課長等は、配備体制の指示を受けたときは、直ちに各所属職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

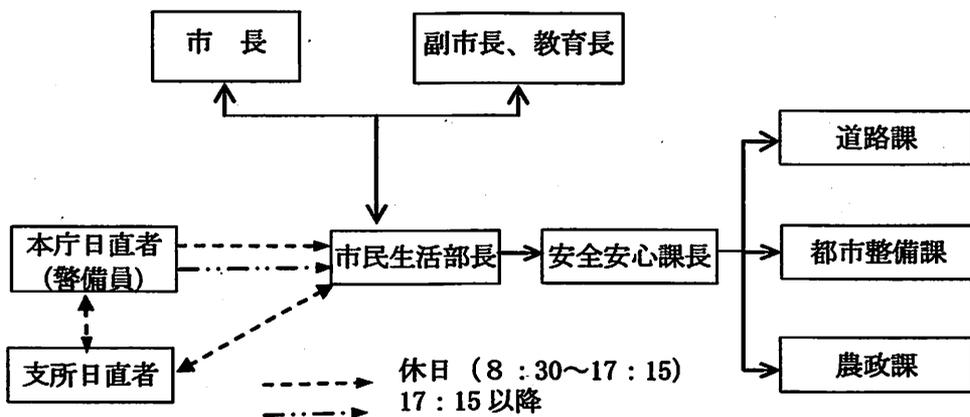
ウ 安全安心課は、消防団長に非常配備を伝達する。

エ 職員の待機

全職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心掛けるものとする。

■警戒体制の場合

勤務時間外、休日における伝達系統



■緊急体制及び非常体制の場合

勤務時間外、休日における伝達系統

